Professional Eye
プロフェッショナルアイ

超高齢社会における労災と収入を保障する保険

FDSグループ代表
エージェントバンク（FDSグループ）主任研究員
吉富明彦
関戸恵子

はじめに

2022年5月の新聞に、78歳の女性が労災認定されず国に対し提訴している旨の記事が掲載された。記事によると女性は持病（高血圧、大動脈解離）を考慮して、1日4時間、月25日の契約で14年からビル清掃のパート勤務を始めた。しかし開始から間もなく同僚の退職や休職が続き、翌年には残業が月50～110時間、16年にも90時間を超えた上、月25日以上の勤務もあった。会社に訴えても増員のないまま、16年6月に脳梗塞で倒れ、退職を余儀なくされた。

長時間の時間外労働が発病の原因として17年に労災を申請したが、結果は不支給となった。

あらためて、労災の給付について確認するとともに、生損保の提供する収入を保障する保険商品についてみてみる。

1．労災とは

（1）労災

労災とは正式名称を「労働者災害補償保険」といい、労働者の仕事中等の病気やけが等に対して、保険給付を行う社会保険の一つであり、その保険料は全額事業主負担である。

なお労災には、業務上でのけがや病気等の「業務災害」と、労働者が家と職場との往復等、所定の移動中に被ったけがや死亡等の「通勤災害」がある。

（2）補償の種類

労災補償では治療費の自己負担がなく、休職時の給付についても傷病手当（健康保険）より手厚いが、労災認定される必要がある。また、労災と障害基礎・厚生年金や遺族基礎・厚生年金が併給されるときは、被災前の賃金を超えるのを避けるため労災の支給額が減額される（併給調整）。

①療養補償給付

けがや病気が治癒するまでの療養費用が支給される。このとき労災病院等の場合は現物給付（窓口負担なし）され、それ以外の病院ではいったん全額自己負担（健康保険は利用不可）し、後日労災認定後に全額返金される。

給付はけがや病気が治るまで、または症状固定と判断されるまで支払われる。

②休業補償給付

けがや病気の療養のため働くことができず、賃金が受けられないとき、休業4日目から休業1日につき「給付基礎日額（災害発生日の直前3カ月の賞与を除いた1日当たりの賃金額）」の80％（「休業補償給付」60％＋「休業特別支給金」20％）が給付される。

休業補償給付は就業中等のけがや病気を治療するために労働者が休業している間支給されるが、症状固定あるいは受給開始から1年6カ月を経過後まだけがや病気が治らず、かつ障害の程度が傷病等級に当てはまる場合は支給停止となる。

③傷病補償年金

労働災害から1年6カ月経ってもけがや病気が治らず、かつ後遺障害が残っている場合に支給される。金額は障害の程度により異なり、「傷病補償年金」の給付基礎日額の313日分（1級）～245日分（3級）と、「傷病特別支給金（一時金）」の114万円（1級）～100万円（3級）が支払われる。さらに「傷病特別年金」が「算定基礎日額（原則労災発生前1年間の賞与の365分の1）」の313日分（1級）～245日分（3級）が支給される。

傷病補償年金は治療が継続しており障害の症状が生じている間は支払われるが、症状固定により治療の必要がなくなると支給が停止される。

④障害補償給付

就業中のけがや病気の治療を行っても一定の障害が残ってしまったときに受け取れる。

まず障害の程度が1～7級の場合は「障害補償年金」として給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）と、「障害特別支給金（一時金）」が342万円（1級）～159万円（7級）支払われる。さらに「障害特別年金」として算定基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）が給付される。

8級～14級については、「障害補償一時金」として給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）が支給され、さらに「障害特別支給金」として65万円（8級）～8万円（14級）の一時金や、算定基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）の「障害特別一時金」が給付される。

障害補償給付は、障害症状が軽減し後遺障害に該当しなくなるまで受け取れる。

⑤介護保障給付

介護保障給付は、労働災害による後遺障害で既に介護を受けている場合に支給される。このとき病院や介護老人保健施設等に入っていないことが条件である。

給付額は介護費用全額であるが、常時介護と随時介護の場合で月の上・下限が異なり、常時では月上限が約16万円、下限が約7万円、随時では上限が約8万円、下限が約3万円である。

給付は、介護の必要がなくなるまで続く。

⑥遺族補償年金

遺族補償年金を受け取れる遺族は、死亡当時その収入によって生計を維持されていた配偶者、18歳の3月31日までの子、及び60歳以上の父母等である。これらの遺族には人数に応じて、給付基礎日額の153日分（1人）～245日分（4人以上）の「遺族補償年金」と、算定基礎日額の1153日分（1人）～245日分（4人以上）の「遺族特別年金」が、該当する遺族がいなくなるまで支給される。さらに一律300万円の「遺族特別支給金」が一時払いされる。

なお上記に該当する遺族がいない場合は、給付基礎日額の1000日分が遺族に支給される（遺族補償一時金）。

⑦葬祭料

労働災害により死亡した労働者の葬儀を行う者に対し、原則31・5万円に給付基礎日額の30日分を加えた額が支給される。

⑧その他

労働者が会社で受けた健康診断により、血圧・血中脂質・血糖・腹囲またはBMIの全ての検査に異常が認められ、かつ脳・心臓疾患の症状を有しない等の場合、再診費用「二次健康診断等給付」等が支払われる。

高齢者の就労サポートする商品設計を

2．収入を補償する生損保の保険商品

（1）収入保障保険

収入保障保険は被保険者の死亡・高度障害の発生時から保険期間の満期まで、決められた金額が年金形式で支払われる生命保険である。満期が近づくほど受取総額が少なくなる逓減型の商品である。

（2）就業不能保険

被保険者が病気やけがで働けなくなった場合、決められた金額が働けない状態が続く限り満期まで支払われる形の生命保険である。30日や180日等の免責期間（働けない状態になってから保険金支払い開始までの期間）がある場合がある。保険期間は60歳や75歳満期等一定の年齢や、1年満期等短期の商品もある。保険金額は契約前の収入に応じて上限がある（詳細は各生命保険会社により異なる）。

（3）所得補償保険

働けなくなった時の収入をカバーする就業不能保険とほぼ同じ内容の保険であるが、こちらは損害保険である。保険期間は1～5年と短期で、免責期間も7日等比較的短い（長い商品もある）。保険金額は契約前の年間所得の50～80％等で上限がある。実際に働けなくなった場合には直近の年収が確認され、それより低い額が保険金とされる。保険金の支払期間は働けない状態が続く限りで、最長2年間である。保険料は就業不能保険のような性別による差異はないが、職業が反映される。

3．高齢者の就労サポート

仕事との関係が強いと労災判定される時間外労働は、発症前1カ月に100時間または同2～6カ月に月80時間の「過労死ライン」が基準となる。

冒頭で紹介した78歳の女性のケースでは労災の判定基準となる時間外労働において、彼女の契約上の就業時間4時間ではなく、国の基準である「1日8時間を超えて働いた分」が適用されたため、労災認定されなかった。

超高齢社会の日本において、国は公的年金の年金開始年齢の繰り下げ上限を70歳から75歳に引き上げる等して、高齢者にできるだけ長く働いてもらう「生涯現役」を意図していると思われる。実際少子高齢化において高齢者は労働力の一部として期待される上、高齢者の知識、技術（スキル）、そして経験が社会に生かされることは望ましいことである。

しかしそれには高齢者の働く環境の整備が不可欠である。年齢とともに身体能力等が衰えるのは自然であり、若い世代と同じ基準を求めるのは無理がある。

そして公的保障を補てんする役割を担う生損保の保険においても、例えば契約年齢や保険期間の満期年齢を引き上げる等、高齢者の就労をサポートするような商品設計が今後ますます求められると考えられる。

生活に活かす共済と保険　共通する機能と異なる制度を理解する
米山 高生　東京経済大学教授　大学生協共済連会長
●A5判・190頁　●定価2,420円（税込）　送料495円（税込）　（2022年8月刊）
共済は保険とどこが同じで何が違う？　機能論的・歴史的手法により導き出した両者の共通性と相違性から共済を生活に活かすヒントを提供!!　ISBN978-4-89293-454-4
お申込みはFAXまたはWebで　FAX 03-5816-2863　https://www.homai.co.jp　保険毎日新聞社　東京都台東区台東4-14-8 シモジンパークビル2F 03-5816-2861